

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

かじやまと

加地 和 法律事務所報

TEL 075-821-2884

FAX 075-821-2823

<http://www4.ocn.ne.jp/~yamakaji/>

京都市中京区丸太町通御前西入ル北側



弁護士政次

ごあいさつ

いよいよ紅葉が始まり、京都は観光客でごったがえす季節となりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、前々回から、インターネットの利用に関するトラブルを検討しておりますが、今回は、その中で、近時、相談を受ける機会が多い、アダルトサイトの利用をめぐる詐欺的請求について考えてみたいと思います。

平成23年10月

弁護士 政次 秀夫

事務局 川端広美・井上はるみ

アダルトサイトの利用をめぐる 詐欺的請求について

(問1) 突然、〇〇債権管理というところから携帯電話に連絡があり、アダルトサイトの利用料金3万円が未納なので、至急支払って欲しいと言われました。そのアダルトサイトを利用したことは全くありません。どうすればよいのでしょうか。

(答え) 近時、アダルトサイトに関連して、設問のような根拠のない架空請求が多発しています。このような請求は、なんらかの名簿を入手した犯罪者が、無差別に行っているものがほとんどです。

このような請求を受けた場合は、きっぱりと支払いを拒絶することが大切です。一度でも支払ってしまうと、今度は別の業者から次々と同様の請求を受けることになるので注意しましょう。拒絶したにもかかわらず、請求があまりに執拗な場合は、警察や弁護士に相談するとよいでしょう。

なお、相手方との連絡の際に、こちらの名前や住所、勤務先などといった個人情報をうっかり知らせることのないように注意しましょう。相手方がその情報を取立に利用したり、名簿に掲載されて出回るおそれがあるからです。

(右上へ)

(問2) ほんの少ししか利用していないアダルトサイトから5万円の請求を受けました。その利用料金はせいぜい数千円程度のはずだと思い、支払いを拒絶しました。するとその後、債権取立代行業者と名乗る男から電話があり、15万円を請求されました。その業者によると、15万円になった理由は、「延滞金が1日につき500円、調査料が5万円」ということであり、1週間以内に支払わないと裁判をおこし、裁判費用も弁護士費用も更に上乗せして請求するというのです。どうすればよいのでしょうか。

(答え) たとえ利用規約等に費用を利用者が負担する旨の条項があっても、事業者が消費者に対し不当に高額な費用を一方的に押しつける条項は無効です(消費者契約法9条)。金銭の支払遅滞の場合、年14.6%を超える遅延損害金を請求することはできません(同条2号)。したがって、たとえ条項が存在しても、未払い利用料金と適正な遅延損害金だけを支払えばよいこととなります。不当に高額な遅延損害金や損害賠償金は、法律上無効なので、請求に応じる必要はありません。相手方が裁判を起こせばその中で争えばよいし、相手方が裁判を起こさず執拗な請求を続けてくるようなら警察や弁護士に相談するとよいでしょう。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人があれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。加地和法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止

FAX

★ 「加地やまと法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告㊤)